

2025年8月25日

出入国在留管理庁長官
丸山 秀治 様

日本労働組合総連合会
会長 芳野 友子

外国人労働者の受入れ制度の適正化等に関する要請

外国人労働者数が過去最多を更新（2024年10月末時点）する中、2024年に、制度の適正化などを目的に、「入管難民法及び技能実習法」の改正が行われました。

改正法では、特定技能外国人および技能実習生に対する労働関係法令違反等の低減や制度の適正な運用に資するよう、技能実習制度の見直しによる人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度の創設や、特定技能制度の適正化などの外国人労働者保護の強化などが盛り込まれました。

現在、改正法の施行に向け、政府の有識者会議などにおいて、育成就労制度および特定技能制度における外国人労働者の受入れ分野や上乗せ要件、従事する業務の適切な設定、試験のあり方など、分野別運用方針の策定および制度の適正な運用に向けた議論が行われています。

適正な制度運用が行われ、外国人労働者が日本で安心かつ安全に働くことができるよう、以下の通り意見を申し上げます。

記

（すべての外国人労働者の権利保護）

1. 外国人労働者の受入れ企業や関係機関（監理団体、登録支援機関等）に対し、労働法や入管法等の関係法令の周知と理解促進をはかるとともに、人権尊重に対する意識醸成に向け取り組むこと。
2. 外国人労働者の受入れ政策の検討にあたっては、社会保障制度や行政サービス、子どもの教育、住宅保障、日本語の理解促進に加え、多文化共生意識の醸成などの「生活者」としての視点も不可欠であり、それらにかかるコスト負担のあり方も含めて国民的な議論を行い、総合的な環境整備を推進すること。

（外国人技能実習制度および特定技能制度の適正運用）

3. 機構や都道府県労働局等との相互連携を積極的にはかり、監理団体や実習実施者への労働法等の関係法令に対する監督指導体制を強化すること。また、特定技能制度についても受入れ企業等への実地検査や指導等を強化し、関係法令違反が認められる場合には厳正に対処すること。

4. 技能実習生および特定技能外国人への相談支援において、メールやSNSなど、多様な相談支援体制を構築するとともに、外国人労働者がアクセスしやすいよう多言語化対応等を含め、相談支援自体の周知を行うこと。
5. 監理団体の自浄作用を促進する観点から、指定外部役員または外部監査人による監査が適切に機能しているか厳格に調査するとともに、養成講習の厳格化も含めてその適格性の一層の担保に努めること。

(改正法の施行に向けた対応)

6. 改正法の施行に向けて、機構の機能・役割がこれまで以上に大きくなることを踏まえ、職員の人材確保や育成など、必要な体制が整備されるよう、政府一体となって万全の準備を行うこと。また、制度所管省庁だけでなく受け入れ分野の業所管省庁においても必要な予算を確保すること。
7. 育成就労制度の受入れ分野や受入れ人数、評価試験の内容や水準などを定める分野別運用方針および関係省令の制定にあたっては、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」において丁寧に議論を行い、有識者の意見を適切に反映すること。なお、改正法施行前に、育成就労制度および特定技能制度の受入れ分野の安易な拡大や基準の緩和がなされないようにすること。
8. 技能実習生、特定技能外国人の賃金について、日本人との同等報酬要件の確認を徹底するとともに、業種・職種ごとの賃金指標を策定するなど、同等報酬要件の実効性を高めるために必要な措置を検討すること。

(その他)

9. 外国人労働者が安心して働き、暮らすことのできる社会の実現に向け、相談支援体制の強化や必要な法整備等の措置を講じること。

以 上